鳥栖市

障害者ハンドスック











※この冊子は、大切に保管して下さい。





令和7年4月現在

鳥栖市高齢障害福祉課 0942-85-3642

目 次

		対象と	こなるこ	方(障害別)
手帳交付を受けるには	身	知	精	備考
身体障害者手帳 ・・・・・・・・・・	•			
療育手帳 ・・・・・・・・・・・・2		•		
精神障害者保健福祉手帳 ・・・・・・3			•	
•			•	
福祉サービスについて	身	知	精	備考
介護給付費 ・・・・・・・・・・5	•	•	•	
訓練等給付費 ・・・・・・・・・・6	•	•	•	
障害児通所支援・・・・・・・・・8	•	•	•	
高額障害福祉サービス等給付費・・・・・9	•	•	•	児童
地域生活支援事業 ・・・・・・・・・ 0	•	•	•	児童
日常生活用具の給付・貸与・・・・・・・	•	•		難病のある方
補装具の交付・修理 ・・・・・・・・ 2	•	•		難病のある方
ストマ用装具費助成 ・・・・・・・・ 3	•			
•		Į.	!	•
相談の窓口は	身	知	精	備考
障害児(者)の各種相談 ・・・・・・ 4	•	•	•	
発達障害児・者相談 ・・・・・・・ 4				発達障害のある方
医療的ケア児の相談 ・・・・・・・15				医療的行為が必要な方
雇用・就労の相談 ・・・・・・・・ 5	•	•	•	
相談したいとき・困ったときは・・・・15	•	•	•	
福祉サービス利用援助事業 ・・・・・ 6		•	•	
•		•		
年金・手当・共済制度について	身	知	精	備考
障害基礎年金 ・・・・・・・・・・ 7	•	•	•	
障害厚生年金 ・・・・・・・・・・ 7	•	•	•	
特別障害者手当・・・・・・・・・・8				20歳以上の重度の障害状態
障害児福祉手当 ・・・・・・・・・ 9				20歳未満の重度の障害状態
特別児童扶養手当・・・・・・・・20				20歳未満の中度以上の障害状態
児童扶養手当 ・・・・・・・・・2	•	•	•	20(18)歳未満
心身障害児(者)扶養共済制度 ・・・・22	•	•	•	
•			•	
医療サービスについて	身	知	精	備考
自立支援医療(更生医療)の給付 ・・・23	•			
自立支援医療(育成医療)の給付 ・・・24	•			
自立支援医療(精神通院)の給付 ・・・24			•	
重度心身障害者医療助成 ・・・・・・26	•	•	•	
後期高齢者医療制度への加入 ・・・・27	•	•	•	

自動車の運転のために

自動車改造費の助成 ・・・・・・	•	• 28
障害者自動車運転免許取得費助成 ·	•	. 29
自動車税等の減免 ・・・・・・・	•	· 3 0
パーキングパーミット・・・・・・	•	· 3 I
ヘルプマーク・ヘルプカードについて		. 2 2

	対象となる方(障害別)						
身	知	精	備考				
•							
•	•	•					
•	•		高齢者など				
•	•		高齢者など				
•	•	•					

運賃・料金の割引等について

				-	_											
JR運賃	•	•	•						•	•				•	3	4
バス運賃		•			•		•	•	•	•		•	•		3	5
タクシー運	賃			•			•	•	•	•			•	•	3	5
福祉タクシ	_	料	金				•	•	•	•			•	•	3	6
有料道路	•	•		•	•		•	•	•	•			•	•	3	6
航空運賃	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
NHK放送	受	信	料		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
携帯電話基	本	使	用	料	等		•	•	•	•	•	•	•	•	4	0
無料番号案	内	(،ئ،	ħ	あ	(\	案	内)		•	•	•	•	4	0
青い鳥郵便	は	が	き	の	無	償	配	布		•	•	•	•	•	4	0
手話奉仕員		要	約	筆	記	者	の	派	遣	•	•	•	•	•	4	I
市報とす音	声	版	(С	D)	の	配	布		•		•	•	4	1
市報とす点	字	版	の	配	布									•	4	I

身	知	精	備考
•	•		
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
	•		
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
	•	•	
•	•		
•			
•			

資料

日常生活用具給付一覧表 ・・・・・・42 税の障害者控除 ・・・・・・・50 障害者福祉関係機関 ・・・・・・51

【ご利用の前に】

令和7年4月現在のサービス内容等を掲載しております。 年度途中で変更されることがありますので、事前に必ず 各相談窓口にご確認ください。

また、上記の表の対象者は、要件を満たす場合に限られることがありますので、詳細についてはご相談ください。

身体障害者手帳を受けるには

身体障害者手帳とは、身体障害のある方に対して、助言・相談や各種のサービスを受けやすくするための手帳です。なお、手帳交付後に障害の程度が変わった場合にも同じような手続きが必要です。

○交付対象となるのは・・・・

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語障害、そしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能に一定以上の永続する障害を有する方

○身体障害者手帳交付申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・医師の診断書・意見書(身体障害者福祉法第 | 5条の規定により指定された医師が作成したもの。用紙は高齢障害福祉課にあります。)
 - ※3ヶ月以内に作成されたもの
- ·本人の写真(縦4cm×横3cm、無帽正面上半身、 I 年以内撮影)
- ・個人番号の分かるもの(本人のもの)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

※申請から交付までに約1ヶ月~2ヶ月程度かかります。

療育手帳を受けるには

知的障害のある方に対して、助言・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

○交付対象となるのは・・・・

知的機能の障害が発達期(おおむね I 8 歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある方

○療育手帳交付申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・本人の写真

(縦4cm×横3cm、無帽正面上半身、背景は無地、 | 年以内撮影)

- ・個人番号の分かるもの(本人及び保護者(18歳未満の場合))
- ・母子健康手帳 ・その他資料 (検査結果、通知表等)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

- ※新規の方は、申請から交付までに約4ヶ月程度かかります。
- ※まず、高齢障害福祉課窓口にて聞き取り調査を行います。その後 | 8歳未満の方は、佐賀県中央児童相談所での心理判定、 | 8歳以上の方は、知的障害者更生相談所での心理判定が必要です。(| 8歳以上で新規申請をされる方は、

18歳未満で障害が発症した事がわかる資料が必要になります。)

精神障害者保健福祉手帳を受けるには

一定の精神障害の状態にある方に対して、助言・相談や各種の福祉サービスを 受けやすくするための手帳です。

○交付対象となるのは・・・・

精神障害がある方

○精神障害者保健福祉手帳交付申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・本人の写真(縦4cm×横3cm、無帽正面上半身、 | 年以内撮影)
- ・印鑑(年金証書で申請する場合)
- ・個人番号の分かるもの(本人のもの)
- (1)または(2)
 - (I)医師の診断書※3ヶ月以内に作成されたもの (用紙は高齢障害福祉課にあります。)
 - (2)障害年金証書(障害年金証書の理由が精神障害であるもの)及び同意書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

- ※申請から交付まで2ヶ月~3ヶ月程度かかります。
- ※写真については貼付するか貼付しないか選択ができます。

ただし貼付しないことで、一部利用できないサービスがあります。

障害者手帳の交付を受けた方、保護者の方へ

- ○手帳を他人にゆずったり、貸したりすることはできません。
- ○住所、氏名が変わったとき・・・高齢障害福祉課への届け出が必要です。
- ○**紛失や棄損したとき・・・**高齢障害福祉課で再交付の手続き(再交付申請書、写真等が必要)をしてください。※診断書は必要ありません。
- ○障害の程度が変わったり、新たな障害が加わったりしたとき・・・高齢障害福祉課で等級変更の手続き(再交付申請書及び医師の診断書、写真等が必要)をしてください。障害の程度が軽くなった場合も等級変更の手続きが必要です。
- ○手帳の再交付を受けたとき、死亡などで不要になったとき・・・・高齢障害福祉課 へすみやかに返還してください。(手帳返還届、手帳が必要)
- ○手帳の中に再判定(要再認定)、有効期限の日付が記載されている場合は、その日までに再判定を受けてください。



障害者総合支援法のサービスについて

福祉サービスには、それぞれの方の障害の程度や社会活動、介護者、住居等の 状況を踏まえ、個別に支給決定が行なわれる「障害福祉サービス」と、市が実施 主体となり、地域・利用者の状況に応じて対応する「地域生活支援事業」があり ます。

なお、65歳以上(特定疾病の場合は40歳以上)の方は、介護保険制度が優 先されます。

対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病がある方です。

■ 障害福祉サービス

1 介護給付費 (介護の支援を受ける場合)

サービス	内容	対 象 者					
居 宅 介 護 (ホームヘルプサービス)	入浴等の介助、家事援助等を必要 とされる方にホームヘルパーを派 遣し、食事、掃除、洗濯、買い物等 身のまわりのお世話や介助を行い ます。	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者 障害児					
重 度 訪 問 介 護	重度の障害があり常に介護を必要 とする方に、自宅で、入浴や排泄、 食事の介護、外出時における移動 支援などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者					
行 動 援 護	知的障害又は精神障害により行動 上著しい困難を有する方に、行動 の際の危険を回避するために、必 要な支援、外出時における移動支 援等を行います。	知的障害者 精神障害者 障害児					
重度障害者包括支援	常時介護を必要とする障害者であって、その介護の必要性が著しく 高い方に、居宅介護等の複数のサ ービスを包括的に行います。	身体障害者 知的障害者					
短 期 入 所(ショートステイ)	障害者(児)を介護されている方が、疾病や休養などにより一時的に介護できない場合等に、障害者(児)の方は施設での支援を受けることができます。	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者 障害児					
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の介護等を行ないます。	医療と常時介護を必要とする身体障害者					

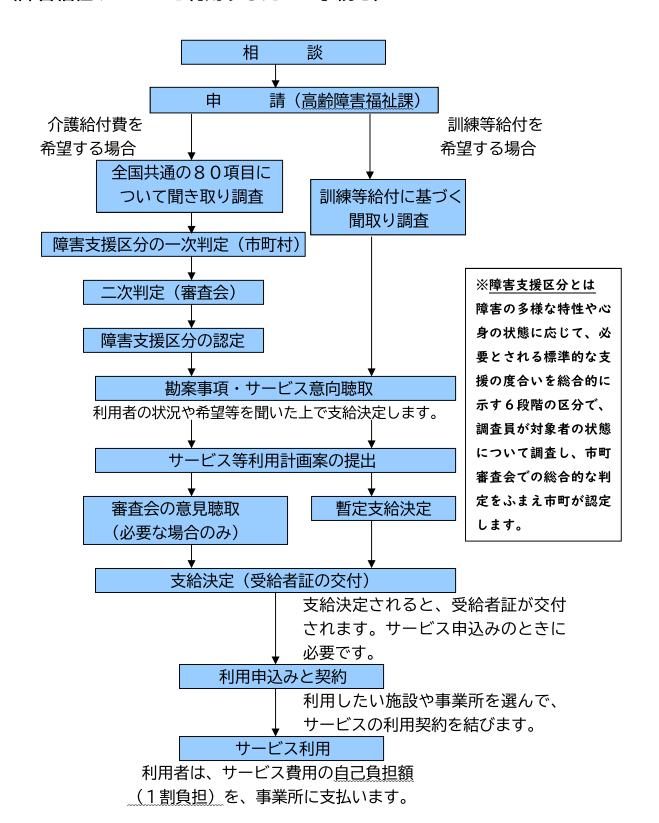
	サー	ビス		内 容	対 象 者
生	活	介	護	常に介護を必要とする人に、昼間、 入浴や排泄、食事の介護等を行な うとともに、創作的活動又は、生 産活動の機会を提供します。	身体障害者 知的障害者 難病患者
同	行	援	護	重度の視覚障害により移動が困難 な人に、外出時に同行して移動の 支援を行います。	視覚障害者
間ケ	居者支援 - ア等 施 設 入		•	施設に入所する人に夜間や休日、 入浴、排泄、食事の介護等を行な います。	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者

2 訓練等給付 (訓練等の支援を受ける場合)

施設に入ってリハビリを受けながら生活したり、もしくは、施設に通ったりして自宅で生活するための訓練を受けることができます。

サービス	内容					
自立訓練 (機能訓練·生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。					
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労 に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を 行います。					
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供する とともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を 行います。					
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活 上の援助を行います。					
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した人に、 一定期間事業所・家族との連絡調整等を行います					
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に、一定期間定期 的な訪問等を行います。					

(障害福祉サービスを利用するための手続き)



3 障害児通所支援

サービス	内容
児童発達支援	小学校就学前の障害児に日常生活における基本的な動作 の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを 行います。
放課後等デイサービス	学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児に、 授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要 な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行い ます。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、保育所などにおける障害児以外の児童との集団生活への適応のために、障害児本人への訓練又は保育所の保育士、幼稚園・小学校などの教諭に対する支援方法の助言等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な児童に対し、居 宅を訪問して発達支援を行います。

相談·申請窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 **☎**0942-85-3642

利用者負担 原則 | 割(所得に応じた上限額が設定されます。)

■ 高額障害福祉サービス等給付費

障害福祉サービス・障害児通所(又は入所) 支援・ 補装具などのサービスを 併用したために、一月の利用者負担額の合計が基準額を超えたときは、申請をす ると、超過分の金額が高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児(通所・入 所)給付費として助成されます。(償還払い)

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・領収書原本(利用しているサービス等すべての領収書が必要です)
- ・振込先の分かるもの(通帳等)
- ・個人番号の分かるもの(世帯全員のもの)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員: 顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:代理人の顔写真付き本人確認書類



■ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において法定化された、市町村が事業 主体となる事業で、障害のある方がその能力や適性に応じて、自立した日常生活 または社会生活を営むためのサービスを提供するものです。

サービス	内容
外出介護	一人で外出することが困難な方が円滑に外出できるよう、支援します。
日中一時支援	日中の介護者がいない方に、活動の場を提供します。
地域活動支援	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流
センター	等を行う施設です。
福祉ホーム	住居を必要としている障害のある方に、低額な料金で 居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を 行います。
訪問入浴サービス	身体障害者手帳をお持ちの在宅の方で、移送に耐えられない等の事情で通所による入浴サービスを受けることが困難な方を対象に、移動入浴車を対象者の自宅に派遣し、入浴介助を行います。
コミュニケーション 支援事業	聴覚及び音声・言語機能障害のある人に対して、社会 生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援す るため、手話通訳員や要約筆記者を派遣する事業です。

障害者総合支援法の制度では、以上のようなサービスが受けられます。利用するためには、事前に高齢障害福祉課で支給申請の手続きが必要です。

利用料については、原則 | 割負担です。

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

日常生活用具の給付・貸与を受けるには

在宅の重度の障害者(児)の方や難病がある方の日常生活をより便利にしていくため、各種日常生活用具の給付や貸与を行っています。(詳しくは 32~38 ページに掲載。)

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・見積書
- · 身体障害者手帳
- ・カタログ等
- ・個人番号のわかるもの(本人のもの)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

○購入される前に、必ず高齢障害福祉課にご相談ください。

用具購入後及び代金支払い後の助成はありませんのでご注意ください。

- ○品目ごとの基準額をもとに、原則 I 割の自己負担があります。ただし品目によっては世帯の課税状況により、自己負担額が変わることがあります。
- ○介護保険の要介護・要支援認定を受けられている方で、介護保険の対象となる 品目の場合は、原則として介護保険による貸与が優先します。
- ○原則として耐用年数を経過するまでは、新たに給付を受けることはできません。
- ○入院中、施設入所中の方は対象外です。(頭部保護帽、人工喉、ストマ用具(消化器系)及びストマ用具(尿路系)は除く。)
- ○当月支給対象の申請は、毎月20日が締め切りとなります。

20日が土日祝の場合は、その直前の開庁日までを締め切りとします。

例:紙おむつ7月分を7月に申請する場合→7月20日が申請締め切り

補装具の交付・修理を受けるには

身体障害者(児)の方や対象の難病等で一定の障害の状態にある方が、より日常生活や社会生活を容易にするための補装具の交付又は修理を行っています。

○補装具の交付対象者及び品目

対 象 者	品目
視覚障害者(児)	眼鏡、義眼、視覚障害者安全つえ
聴覚障害者(児)	補聴器
	人工内耳用音声信号処理装置の修理
	義肢、装具、座位保持装置、(電動)
肢体不自由者(児)	車いす、歩行器、歩行補助つえ(T 字杖、
	棒状のものを除く)、意思伝達装置
时 休 不 白 中 用 の 7.	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、
肢体不自由児のみ	排便補助具

- ※原則一品目につき一個(補聴器については片耳)の支給です。
- ※補装具は、新しく交付されると原則として2~5年間は同一の補装具が交付できません。このため、給付を受ける前に、自分の体に合うよう十分確認することが大切です。

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・見積書
- · 身体障害者手帳
- ・医師の意見書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・個人番号の分かるもの(本人のもの)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

○<u>購入又は修理を依頼される前に、</u>必ず高齢障害福祉課へご相談ください。 装具作成後及び代金支払い後の助成はできませんのでご注意ください。

- ○品目ごとの基準額をもとに、原則 I 割の自己負担があります。ただし、世帯の課税状況により一定の負担上限額が設定されます。
- 〇品目によっては、医師 (県指定の医師) の意見書または身体障害者更生相談所 での来所判定等が必要な場合があります。
- ○介護保険の要介護・要支援認定を受けられている方で、介護保険の対象となる 品目の場合は、原則として介護保険による貸与が優先されます。

ストマ用装具費の助成を受けるには

直腸・膀胱機能障害をお持ちの方が、日常使用しなければならないストマ用装 具の購入に要する経費に対し助成しています。

対 象 人工肛門・膀胱の造設者で、身体障害者手帳を所持している方

助成額 年額 | 2,000円(限度額)

※一定の所得制限があります。

○申請に必要なもの

- ・申請書 ・請求書 ・領収書(原本)
- ・振込先の分かるもの(通帳等)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

○対象者の方には、申請時期に案内をお送りします。

障害児(者)の各種相談

在宅障害児(者)の地域における生活を支援するため、各種相談等を行っています。

3. , 0		
施設名	住 所	連絡先
鳥栖・三養基地区 総合相談支援センター 「NPO法人 キャッチ」	鳥栖市宿町 IO4I番地3	☎87-8956 ⊠so-sodan@tosumiyaki-sodan.or.jp
鳥栖・三養基地区 相談支援センター 「若楠療育園」	鳥栖市弥生が丘 2丁目 34番 地	☎83-1228 ⊠soudan@wakakusu-swc.or.jp
鳥栖・三養基地区 相談支援センター 「こころね」	三養基郡みやき 町大字白壁29 27	☎81-6001 ⊠cocorone@kofukai.or.jp

発 達 障 害 児・ 者 相 談

発達障害児・者、およびその家族の又は発達障害の疑いがある方等からの相談をお受けしています。

相談窓口(1)佐賀県東部発達障害者支援センター「結」

(鳥栖市江島町「朝日山学園」内)

☎0942-81-5728

□ 0942-81-5729

(2) 発達障害児(者) 専門相談窓口

相談日 第1・第3水曜日 ※相談は予約制です。

場 所 鳥栖・三養基地区総合相談支援センター「キャッチ」 (鳥栖市宿町 | 04 | 番地3)

NPO法人それいゆのスタッフが相談に応じます。 事前に以下の申込先へお問い合わせください。

申込先 NPO法人それいゆ

☎0952-37-0250 (月~金曜、Ⅰ0時からⅠ7時)(祝日除く)

(月) 並唯、「〇時から「万時)(松口除く)

(3)鳥栖市地域障害児支援体制中核拠点「若楠児童発達支援センター」

(鳥栖市弥生が丘2丁目|34番地|)

☎0942-83-1303

医療的ケア児の相談

在宅で生活する医療的ケア児の保護者などが在宅生活における困りごとや悩み ごとについて、専門の相談員が丁寧に相談をお受けします。

相談窓口 佐賀県医療的ケア児支援センター(佐賀市鍋島 | 丁目 6 - 1)

2090-7884-0258

月~金曜 9時から | 7時(土・日・祝日・年末年始除く)

雇用・就労の相談

障害者就業・生活支援センターでは、障害のある方の就業に向けた相談対応、 生活面の支援などを行っています。

相談窓口 (福)若楠 もしもしネット(鳥栖市弥生が丘2丁目 I 35番地2) **☎**0942-87-8976

障害者の雇用については、公共職業安定所(ハローワーク)や佐賀障害者職業センターで相談に応じています。また、障害のために一般の企業等への就労が困難な方については、就労移行支援施設での職業指導訓練等を受けて、自立を目指すこともできます。

|相談窓口| 鳥栖公共職業安定所(鳥栖市東町 | 丁目 | 0 7 3)

20942-82-3108

佐賀障害者職業センター(佐賀市天祐 | 丁目8番5号)

20952-24-8030

相談したいとき・困ったときは

鳥栖市社会福祉協議会では、営業時間中は常時相談を受け付けています。 ☎0942-85-3555

また、人工肛門・人工膀胱を持つ方、ご家族の方へは、オストメイト交流会&相談会が鳥栖市社会福祉会館で開催されています。(詳しい日程は、オストミー協会へお尋ねください)

日本オストミー協会佐賀県支部 ☎0952-65-5855

身体障害、知的障害に関する日常生活上のことで相談したいとき、困ったときなど様々な相談に応じるために、鳥栖市内に5名の相談員の方がいます。

◎身体障害に関すること(オストミー関連を除く)						
藤井 美佐枝	古賀町	090-1514-5845				
篠原 彰宏	立石町	090-5742-4490				
日下野 邦茂	西田町	0942-83-8609				
◎オストミーに関すること						
中嶋 巧	宿町	080-1721-0906				
◎知的障害に関すること						
大竹 義治	原町	0942-50-8326				

身体障害に関することは、 鳥栖市身体障害者福祉協会 ☎090-5742-4490 知的障害に関することは、 鳥栖市手をつなぐ育成会 ☎0942-82-6080 へもご相談いただけます。

《障害者相談員とは》

- ◎身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の規定等に基づき、鳥栖市が相談員業務を委託しているものです。
- ◎ほとんどの方が自らも障害をお持ちか、その家族の方で、障害者福祉に深 い理解と関心をお持ちです。
- ◎相談内容や身上に関する秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

福祉サービス利用援助事業

知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な方を対象に利用できる福祉サービスの紹介やアドバイスを行い、福祉サービスを受けるために必要な手続きなどのお手伝いを行うほか、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行います。

相談窓口 鳥栖市社会福祉協議会

(鳥栖市元町 | 228番地 | 鳥栖市社会福祉会館内) ☎0942-8|-5480

※サービス利用料については、直接お問い合わせください。(有料です。)

障害基礎年金について

国民年金に加入している間、または 20 歳前(年金制度に加入していない期間) もしくは 60 歳以上 65 歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)に初診日のある病気やケガで障害の状態になり、障害認定日(傷病の状態が治った(固定)した日または初診日から | 年6 か月経過した日)に | 級または2級の障害の状態にある場合に、障害基礎年金を受給できます。

相談窓口 保険年金課 国民年金係 ☎0942-85-3583

年金額I級(重度の障害)年額I,039,625円(令和7年度)2級(中度の障害)年額831,700円(令和7年度)

障害厚生年金について

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の I 級または 2 級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が受給できます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚 生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り障害厚生年金を受けるよりも 軽い障害が残ったときには障害手当金(一時金)が支給されます。

相談窓口 ①佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191

②街角の年金相談センター鳥栖・・・鳥栖市役所 南別館 I 階 **☎**0570-05-4890(予約専用ナビダイヤル)

年 金 額 個人によって異なります。

- ○障害基礎年金、障害厚生年金いずれも、受給するためには一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。
- ○障害基礎年金、障害厚生年金いずれも、障害年金の I 級・2 級・3 級は、身体 障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。

特別障害者手当について

在宅の20歳以上の方で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給されます。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

|手 当 額 月額 29,590円(令和7年4月~)

2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。

支給制限

- ・本人が施設に入所している場合
- ・病院(診療所)に継続して3か月以上入院するに至った場合
- ・基準の所得を超える場合

○申請に必要なもの

- ・認定請求書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)

- ・個人番号の分かるもの(本人及び扶養義務者等のもの)
- ・振込先の分かるもの(通帳等)
- ・その他必要な書類(各種年金証書等)
- ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、 手帳の写し

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

対象となるのは、おおむね重度の障害が重複している方ですが、診断書等により認定されますので、詳しくは高齢障害福祉課でご相談ください。

障害児福祉手当について

20歳未満の方で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする**障害児本人**に支給されます。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

手 当 額 月額 16,100円(令和7年4月~)

2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。

支給制限

- ・本人が施設に入所している場合
- ・児童が障害を支給事由とする公的な年金を受給している場合
- ・基準の所得を超える場合

○申請に必要なもの

特別障害者手当の場合と同じ。

特別児童扶養手当について

中度以上の障害のある20歳未満の児童を監護・養育する**保護者等**に対し支給されます。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

4月、8月、11月の年3回に分けて支給されます。

支給制限

- ・児童が施設に入所している場合
- ・児童が障害を支給事由とする公的な年金を受給している場合 ※所得制限があります。

○申請に必要な書類

- ・請 求 書 (用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・戸籍謄本(必ず全員分)
- ・個人番号の分かるもの(対象児、扶養義務者等のもの)
- ・住民票謄本(続柄等省略されていないもの)
- ・特別児童扶養手当振込先口座申出書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・振込先の分かるもの(通帳等)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

対象となるのは、おおむね中度以上の障害のある方ですが、診断書等により認定されますので、詳しくは高齢障害福祉課までご相談ください。



児童扶養手当について

ひとり親家庭の父親または母親などに支給されるだけでなく、父親(または母親)が重度の障害者である場合、I8歳に達する日以後の最初の3月3I日までの間にある児童(心身に中程度以上の障害がある場合は20歳未満)を扶養している父親(または母親)に対し支給されます。

相談窓口 こども育成課 子育て支援係 ☎0942-85-3552

支給制限・児童が施設に入所している場合

・対象者が公的年金を受給している場合

・児童が保護者の公的年金の給付加算対象となっている場合 ※請求者及び扶養義務者の所得制限があります。



心身障害児(者)扶養共済を受けるには

心身障害児(者)の保護者(加入者)が、一定の掛金を納めることにより、保護者が亡くなられたり、重度の障害者になられた場合に、障害者に年金が支給されるものです。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

加入者の要件 障害のある方を現に扶養している保護者であって、

次の要件の全てに該当する方

- ①県内に住所を有すること
- ②年齢が65歳未満であること
- ③特に疾病や障害がなく健康な状態であること

障害の範囲

- ①知的障害
- ②身体障害(身体障害者 | ~ 3級)
- ③精神または身体に永続的な障害のある方で、①または②と 同程度の障害と認められるもの

掛金月額

加入時の年齢により変わります。

- ・ | 口9,300円~23,300円(2口まで加入可) (令和7年4月 | 日現在)
- ・掛金は所得状況等により減額されることがあります。

|給付金額| 月額 20,000円(1口につき)

○申請に必要な書類

- ・加入等申込書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- ・申込者告知書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・心身障害者の障害の種類及び程度を証する書類
- ・年金管理者指定届書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

自立支援医療(更生医療)の給付を受けるには

身体障害者の障害の軽減や機能回復のため、以下のような医療を受けることができます。ただし、**指定医療機関**で医療を受けなければなりません。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

対 象 者 身体障害者手帳所持者(18歳以上)

給付内容 人工透析、腎移植、関節手術、心臓手術、肝移植、白内障手術、角膜移植術、人工内耳植込術など

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・医師の意見書(指定医療機関の主として担当する医師が作成したもの。 用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・医療保険の資格がわかるもの(資格確認書等)の写し (本人及び同一保険加入者のもの)
 - ※マイナンバーカードを健康保険証として登録している方は、窓口でマイナンバーカードの提示をすることにより情報の確認をすることもできますが、受給者と同一保険加入者全員分のマイナンバーカードの提示と各カードの暗証番号が必要です。
- ・年金を受給されている方は、年金額が分かるもの(振込通知書等)
- · 身体障害者手帳
- ・個人番号の分かるもの(本人及び同一保険加入者のもの)
- ・特定疾病療養受療証の写し(透析の方)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

※原則 | 割の自己負担があります。ただし世帯の課税状況により一定の負担上限額が設定されます。

自立支援医療(育成医療)の給付を受けるには

身体障害児の障害の軽減や機能回復のため、以下のような医療を受けることができます。ただし、**指定医療機関**で医療を受けなければなりません。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

対 象 者 身体障害児(18歳未満)

給付内容 口蓋裂手術、心臓手術、人工透析、食道閉鎖による外科手術など

○申請に必要なもの 更生医療と同じ(身体障害者手帳はお持ちの場合)

※原則 I 割の自己負担があります。ただし世帯の課税状況により一定の負担 上限額が設定されます。

自立支援医療(精神通院)の給付を受けるには

精神障害者の障害の軽減や機能回復のため、以下のような医療を受けることができます。ただし、**指定医療機関**で医療を受けなければなりません。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

対 象 者 鳥栖市内に居住の方で、精神科の病気のため通院している方

給付内容 うつ病、そううつ病、統合失調症、てんかん など

〇 申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・個人番号の分かるもの(本人及び同一保険加入者のもの)
- ・医師の診断書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
 - ※所定の様式で3ヶ月以内に作成されたもの
 - ※精神障害者保健福祉手帳と同時申請の場合は、診断書と兼ねることができます。
- ・医療保険の資格がわかるもの(資格確認書等)の写し(本人及び同一保険加入者のもの)
 - ※マイナンバーカードを健康保険証として登録している方は、窓口でマイナンバーカードの提示をすることにより情報の確認をすることもできますが、受給者と同一保険加入者全員分のマイナンバーカードの提示と各カードの暗証番号が必要です。
- ・年金を受給されている方は、年金額が分かるもの(振込通知書等)

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

※原則 | 割の自己負担があります。ただし世帯の課税状況により一定の負担上限額が設定されます。

<継続>

自立支援医療(精神通院)の有効期間は | 年間です。継続の申請は有効期限の3ヶ月前から手続きができます。必要書類については高齢障害福祉課、もしくはかかりつけの医療機関にお尋ねください。

継続時の医師の診断書について、治療方針の変更がない場合は、診断書の添付が2年に | 回となっています。



重度心身障害者医療助成を受けるには

重度の心身障害者の方が病院等で診療を受けられた場合に、要した医療費の うち保険診療にかかる自己負担分(入院時食事療養費「標準負担額」を含まない) に対して助成します。ただし、高額療養費、付加給付金は除きます。また、診療 月ごとに500円を控除した金額の助成となります。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

対 象 者

鳥栖市内に在住する各種健康保険加入者で、

- ①身体障害者手帳 | 級·2級所持者
- ②療育手帳A所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳 | 級所持者 (精神病床への入院分は助成対象外)
- ④身体障害者手帳3級所持者かつ知能指数50以下 のいずれかに該当する方

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・通帳
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・個人番号のわかるもの(本人及び同一世帯のもの)
- ・医療保険の資格がわかるもの(資格確認書等)の写し
 - ※マイナンバーカードを健康保険証として登録している方は、窓口でマイナンバーカードの提示をすることにより情報の確認をすることもできますが、受給者と同一保険加入者全員分のマイナンバーカードの提示と各カードの暗証番号が必要です。

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

※一定の所得制限があります。

オンラインによる申請

鳥栖市電子申請サービスより、電子申請も可能です。 手続きについては、以下の通りです。



- ① インターネット接続可能なパソコンやタブレット、 スマートフォンから「鳥栖市電子申請サービス」と 検索
- ② 検索キーワードに「重度心身障害者医療費助成申請」 と入力し検索
- ③ 「重度心身障害者医療費助成申請」を選択し、画面 の案内に従い入力。

後期高齢者医療制度への加入

一定の障害のある65歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入することができます。

相談窓口 保険年金課 健康保険係 ☎0942-85-3582

対 象 者 身体障害者障害程度等級表の | 級から3級に該当する方、 同表4級の一部に該当する方 療育手帳のA判定をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳 | 級、2級をお持ちの方

国民年金障害年金 | 級、2級を受給している方

○詳しくは保険年金課でご確認ください。

自動車改造費の助成を受けるには

身体障害者本人が運転する自動車について、改造に必要な費用の一部を助成 します。必ず**事前に申請**してください。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

助成額 100,000円(限度額)

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・改造箇所及び改造費用内訳がわかる見積書
- ・運転免許証
- ・改造前の写真
- ·身体障害者手帳

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

※一定の所得制限があります。

障害者自動車運転免許取得費助成について

障害者の方が就労など社会参加を進めるために、自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成します。必ず事前に申請してください。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

助成額 100,000円(限度額)

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・自動車学校の見積書
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・就労等の事実を証明する書類

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

※一定の所得制限があります。



自動車税等の減免について

障害者又はその家族、常時介護者が、自動車をもっぱら障害者本人の通院、通 学、生業のために使用する場合に、自動車税、自動車取得税、軽自動車税が減免 されます。

相談窓口

佐賀県税事務所 ☎0952-30-3162 税務課 市民税係(軽自動車) ☎0942-85-3588

対 象 本人運転、家族・常時介護者運転で次のとおり異なります。

障害区分	本人運転	家族・常時介護者運転(※4)	
視覚障害	Ⅰ~3級及び4級のⅠ	Ⅰ~3級及び4級のⅠ	
聴覚障害	2~3級	2~3級	
平衡機能障害	3級	3級	
音声機能障害	3級(喉頭摘出者のみ)	なし	
上肢機能障害	Ⅰ~2級	Ⅰ~2級のⅠ~2(※Ⅰ)	
下肢機能障害	Ⅰ~6級	Ⅰ~2級及び3級のⅠ(※Ⅰ)	
体幹機能障害	~ 3級及び5級 ~ 3級		
運動機能障害 上肢機能	Ⅰ~2級(※2)	Ⅰ~2級(※2)	
移動機能	Ⅰ~6級	Ⅰ~3級(※3)	
内部機能障害(※5)	Ⅰ級及び3~4級	I級及び3級	
知的障害	Α	A	
精神障害者	Ⅰ級	Ⅰ級	

複合障害により身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障害の 等級で判断します。(ただし、次の※1の場合は除きます)

- ※ I) 一上肢上腕欠損(2級の3)又は一上肢機能全廃(2級の4)と一下肢大腿 I / 2欠損(3級の2)又は一下肢機能全廃(3級の3)の複合障害で I 級の場合は、家族・常時介護者運転に限ります。
- ※2) 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く
- ※3) 一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く
- ※4) 障害者のみの世帯における常時介護者
- ※5) 免疫機能・肝機能障害は2級も含む。

対象の自動車 障害者本人及び障害者と生計を一にする者が所有し、使用する自動車。障害者 | 人に対して | 台の自動車に限る(普通自動車を含む)。

- ◎本人運転の場合:使用目的の用途は問いません。
- ◎家族運転の場合:障害者本人と生計を一にする者が、障害者本人のために自動車を運転する場合が対象です。

身体障害者用駐車場利用証(パーキングパーミット)について

障害等で歩行が困難な方に、身体障害者用駐車場利用証 (パーキングパーミッ ト)を交付します。駐車場を利用できる方を明らかにし、歩行が困難な方の駐車 スペースを確保する制度です。

相談窓口

高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642 鳥栖保健福祉事務所

20942-83-2167

佐賀県 社会福祉課

20952-25-7053

区分			有効期限	
(1)身体障害者で				
視覚障害			4級以上	
聴覚	聴覚障害	聴覚障害		
	平衡機能障	平衡機能障害		
音声言語機能障害				
肢体不自由	上肢	上肢		
	下肢		6級以上	
	体幹	体幹		5年
	脳原	上肢機能	2級以上	
		移動機能	6級以上	
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸の障(4級以上)				
害				
肝臓機能障害 3級以上				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 4級以上				
(2)知的障害者				
療育手帳の障害の程				
(3)高齢者で歩行				
(4)難 病 者				
(5)妊産婦			妊娠7ヶ月~	
			産後3ヶ月	
(6)歩行が困難なけが人・病人			年未満で必要な	
				期間

申請に必要なもの

身体障害者、知的障害者:障害者手帳の写し

歩行が困難なけが人・病人:身分証明書、診断書等の写し

妊 産 婦:身分証明書

母子手帳の写し(住所・氏名・分娩予定日の記載がある部分)

高 齢 者:身分証明書、介護保険被保険者証の写し 難 病 者:身分証明書、特定疾患医療受給者証の写し

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書) 保佐人·補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員: 顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:代理人の顔写真付き本人確認書類

※代理申請の場合

同居家族、同居人等住所が同じと確認できた場合は、即日交付できます。 それ以外は、郵送で申請者本人へ送付します。

オンラインによる申請

新規の場合は、佐賀県電子申請サービスより、電子申請 も可能です。

手続きについては、以下の通りです。

- ① インターネット接続可能なパソコンやタブレット、 スマートフォンから「佐賀県電子申請サービス」と 検索
- ② 申請を探すに「パーキングパーミット」と入力し検索
- ③ 「佐賀県パーキングパーミット(身障者用通車場利 用証)交付申請書」を選択し、画面の案内に従って 入力

ヘルプマーク・ヘルプカードについて

配慮を必要としている方のための「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を交付 します。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊 振初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方
 が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすく なるようにするためのものです。

相談窓口

高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642 鳥栖保健福祉事務所

☎0942−83−2161

佐賀県 障害福祉課 ☎0952-25-7143



J R 運 賃 の 割 引 に つ い て

障害者の方が、単独又は介護者とともに、JRを利用する場合に、下記を条件に運賃が割引されます。

相談窓口 JR各駅の窓口

手 続 き 乗車券購入時に窓口で第 I 種または第 2 種の記載があるもので、 顔写真付きの手帳を提示します。

対 象	者	券 種	割引率	条件
第1種身体障害 者または 第1種療育手帳	単独で乗車の 場合	普通乗車券	5割	片道 I O O km を越える利用 のとき
所持者または 第1種精神障害 者保健福祉手帳 所持者	介護者(※Ⅰ) と乗車の場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	5割	なし
第2種身体障害 者または 第2種療育手帳	単独で乗車の 場合	普通乗車券	5割	片道 I O O km を越える利用 のとき
所持者または 第 2 種精神障害 者保健福祉手帳 所持者	介護者と乗車 の場合	定期乗車券	5割 介護者のみ (※2)	2 才未満の 障害児に限る

- ※ I)介護者については、J R の係員が介護能力ありと認める方で、乗車券の種類、区間、有効期間が本人のものと同一でなければなりません。 介護者は I 人のみが割引対象となります。
- ※2)本人については小児割引(5割)が適用されます。

詳しくは、JR各駅の窓口、またはホームページ等でご確認ください。

バス運賃割引について

|相談窓口| 佐賀県バス・タクシー協会 ☎0952-31-2341

手 続 き 自動販売機で切符を購入する場合は5割引の切符を購入し、降車 時には運転手に手帳の提示が必要です。

対	象	Į.	割	引 率
・第1種身体障害者 ・第1種療育手帳所持者		本人(介護を必要とす		
・精神障害者保健福祉手帳 級		る場合は介護者とも)	F	割
·第2種身体障害者			5	台
・第2種療育手帳所持者		本人のみ		
·精神障害者保健福祉手帳 2 級、	3級			

※各自治体で運行されている巡回バス、乗合タクシーなどの運賃や割引内容に ついては、当該自治体または運行会社にお問い合わせください。

県内タクシー運賃割引について

相談窓口 佐賀県バス・タクシー協会 ☎0952-31-2341

対象身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者

割 引 率 メーター器表示額のIO%引

|手 続 き| 降車時に手帳の提示が必要です。

福祉タクシー料金助成について

市内に住所を有している、身体障害者手帳 I級・2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 I級・2級をお持ちの障害者の方に対し、タクシー基本料金の控除を受けることができる利用券を交付しています。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

利用できるタクシー会社 佐賀県バス・タクシー協会加盟のタクシー会社 久留米旅客自動車事業協同組合加盟のタクシー会社

○申請に必要なもの

・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

有料道路通行料金の割引について

高速道路株式会社や都道府県の道路公社等が管理する有料道路の通行料金が 割引になります。必ず事前に申請してください。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 **☎**0942-85-3642 有料道路ETC割引登録係 **☎**045-477-1233

対 象 者	対象となる車	割引	率
第2種身体障害者手帳の交	本人又はその家族が所有する自動車、親族		
付を受けた方で、障害者が自	や知人等の所有する自動車、レンタカー、車		
ら運転する場合	検時の代車、タクシー(第 種障害者のみ)、		
第1種身体障害者手帳又は	福祉有償運送車両(第1種障害者のみ)、	5	割
第1種療育手帳をお持ちの	125 cc以上の二輪自動車等。ただし、営業		
方が同乗し、ご本人以外の方	用自動車、軽トラックを除く。		
が自動車を運転する場合	※ETC割引対象外になるものもあります。		

〇 申請に必要なもの

<ETCをご利用しない場合>

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・車検証(車両登録しない場合は不要)
- ・身体障害者手帳、又は療育手帳
- ・運転免許証(本人運転の場合)

< ETCをご利用される場合>

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・車検証
- ・身体障害者手帳、又は療育手帳
- ・運転免許証(本人運転の場合)
- · E T C カード (本人名義のもの)
 - ※未成年(18歳未満)かつ | 種の方は、親権者または法定後見人名義の ものも対象になります。
- ・ETCセットアップ申込書・証明書

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:代理人の顔写真付き本人確認書類

オンラインによる申請

・ETC利用登録される方のみオンラインでの各種申請(新規・変更・更新)を 行うことが可能です。(http://www.expressway-discount.jp)

割引有効期間

・新規、変更:申請した日からその後の2回目の誕生日まで

・ 更 新 :申請した日からその後の3回目の誕生日(最長2年2か月)まで

航空運賃の割引について

相談窓口 各国内航空会社

手 続 き 航空券購入時に身体障害者手帳または療育手帳を販売窓口に提示します。

対	象
第1種身体障害者又は第1種療育手帳所持者	1 2歳以上の本人及び介護を必要 とする場合は介護者とも
第2種身体障害者又は第2種療育手帳所持者	12歳以上の本人のみ

※割引運賃は航空会社又は路線によって異なります。詳しくは各航空会社又は 航空券販売窓口にお尋ねください。

NHK放送受信料の減免を受けるには

次の方については、NHKの受信料が減免されます。(高齢障害福祉課の証明が必要です。)

【全額免除】

- ①身体障害者がいる市民税(住民税)非課税世帯
- ②知的障害者がいる市民税(住民税)非課税世帯
- ③精神障害者がいる市民税(住民税)非課税世帯
- 4年活保護世帯

【半額免除】

- ①重度の障害者(身体障害者手帳 | 級または 2級・療育手帳 A・ 精神障害者保健福祉手帳 | 級)が世帯主の場合
- ②視覚・聴覚障害者が世帯主の場合

問い合わせ

〒840−860Ⅰ

佐賀市城内2-15-8

NHK佐賀放送局 ☎0952-28-5040

(| 0時から| 7時、土・日・祝日は除く)

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑

【代理申請の場合】

同一世帯(住民票)の家族:顔写真付き本人確認書類

成年後見人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

保佐人・補助人:登記事項証明書(または審判書謄本+審判の確定証明書)

代理行為目録

事業所職員:委任状、顔写真付きの事業所の職員証

※顔写真のない職員証の場合…職員証

顔写真付き本人確認書類

※職員証がない場合…名刺

顔写真付き本人確認書類

その他代理人:委任状、代理人の顔写真付き本人確認書類

オンラインによる申請

・半額免除の方のみ、マイナポータルの利用登録をしている場合、WEB 申請による受付が可能です。(https://www.nhk -cs.jp/jushinryo)

携帯電話基本使用料等の割引について

携帯電話各社(NTTドコモ、αu、ソフトバンク等)において、障害者に対する携帯電話基本使用料等の割引を実施されております。なお、割引内容等については、各携帯電話取扱店にお問い合わせください。

対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

ふれあい案内・無料番号案内について

NTTの電話番号案内の利用料が無料になるサービスです。 事前登録が必要となります。

相談窓口 ふれあい案内事務局 ☎ 0 | 20 - | 04 - | 74 FAX 0 | 20 - | 04 - | 34

対 象 者

- ①身体障害者手帳所持者のうち、
- ·視覚障害 | 級~6級
- ·上肢障害 I、2級
- ・体幹障害 I、2級
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1、2級
- ・聴覚障害 2、3、4、6級
- ・音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害 3,4級
- ②療育手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者

青い鳥郵便はがきの無償配布について

重度の身体障害者および重度の知的障害者の方に、通常郵便葉書が一人につき20枚無料で配布されます。

相談窓口 鳥栖郵便局 ☎0570-077-254

|対 象 者| ①身体障害者手帳 | 級・2級所持者

②療育手帳 A 所持者

|受付期間|| 4月1日から6月2日まで

詳しくは、最寄りの郵便局窓口もしくは郵便局ホームページでご確認ください。

手話奉仕員・要約筆記者の派遣について

公的な機関や医療機関を利用する場合などに、手話奉仕員や要約筆記者を派遣します。原則派遣希望日の **| 週間前**までに申し込みが必要です。

対 象 者 鳥栖市にお住まいの聴覚障害がある方

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係 ☎0942-85-3642

市報とす音声版(CD)の配布

視覚障害をお持ちの方が市報とすの情報を得るために、市報とす音声版(CD)の製作・配布をしています。

対 象 者 視覚障害がある方

※聴くためには視覚障害者用ポータブルレコーダーが必要です。 (次頁 日常生活用具給付一覧表参照)

|申込み先| 情報政策課 広報統計係 ☎0942-85-35|3

受付期間 随時

担 当 課 情報政策課 広報統計係 ☎0942-85-35 | 3

市報とす点字版の配布

視覚障害をお持ちの方が市報とすの情報を得るために、市報とす点字版の製作・配布をしています。

|対 象 者| 視覚障害がある方

受付期間 随時

申込み先 情報政策課 広報統計係 ☎0942-85-3513

■日常生活用具給付一覧表

区分	給付種目	障害程度	耐用 年数	給付限度額	備考
給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	6年	89,800円	音声等により操作ボタン が知覚又は認識でき、か つ、DAISY方式による録音 並びに当該方式により記 録された図書の再生が可 能な製品であって、視覚 障害者が容易に使用し得 るもの。
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。 なお、音声時計は、 手指の触覚に障害 がある等のため触 読式時計の使用が 困難な者を原則と する。【I8歳以上】	IO年	I 0,300円 (触読式) I 3,300円 (音声式)	視覚障害者が容易に使用 し得るもの。
	点字タイプライ ター	視覚障害2級以上 (本人が就学もし くは就労している か又は就労が見込 まれる者に限る。)	5年	63, 100円	視覚障害者が容易に使用 し得るもの。
	電磁調理器	視覚障害2級以上 (視覚障害者のみ の世帯又はこれに 準ずる世帯)【 8 歳以上】	6年	41,000円	視覚障害者が容易に使用 し得るもの。
	視覚障害者用 体温計(音声式)	視覚障害2級以上 (視覚障害者のみ の世帯又はこれに 準ずる世帯)	5年	9,000円	視覚障害者が容易に使用 し得るもの。
	点 字 図 書	主に、情報の入手を 点字によって行っ ている視覚障害者	_	一般図書との差 額分	点字により作成された図 書。
	視覚障害者用 体重計	視覚障害2級以上 (視覚障害者のみ の世帯又はこれに 準ずる世帯)【 I 8 歳以上】	5年	18,000円	視覚障害者が容易に使用 し得るもの。

区分	給付種目	障害程度	耐用 年数	給付限度額	備考
給付	視覚障害者用 拡 大 読 書 器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	8年	I 9 8,000 円	画像入力装置を読みたい もの(印刷物等)の上に置 くことで、簡単に拡大され た画像(文字等)をモニタ ーに映し出せるもの。
	歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障害2級以上	I0年	7,000円	視覚障害者が容易に使用 し得るもの。
	点字ディスプレイ	視覚障害度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であるれる者 【18歳以上】	6年	383, 500	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。
	視覚障害者用 活字文書読上げ 装置	視覚障害2級以上	6年	日15,000円	文字情報と同一紙面上に 記載された当該文字情報 を暗号化した情報を読取 り、音声信号に変換して出 力する機能を有するもの で、視覚障害者が容易に使 用し得るもの。
	聴覚障害者用 屋内信号装置 (目覚し時計含 む。)	聴覚障害2級(聴覚 障害者のみの世帯 又はこれに準ずる 世帯で日常生活上 必要と認められる 世帯)【I8歳以上】	IO年	87,400円	音、声音等を視覚、触覚等 により知覚できるもの。
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発 声・発語に著しい障 害を有する者であって、コミュニケー ション、緊急連絡等 の手段として必 と認められる者	5年	128,000	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。

区分	給付種目	障害程度	耐用 年数	給付限度額	備考
給付	聴覚障害者用	聴覚障害者であっ て本装置によりテ レビの視聴が可能 になる者	6年	88, 900円	字幕及び手 語通組並びび手 語通に字幕と ができるがでいた を有していた を有していた を有していた ものを有した のでするものはいる機 にいたでするものはいるでは でいたでするものは にいたでは にいたでは にいたでは にいたでは にいたでは にはいたが にはいが にはい
	人工喉頭	音声機能、言語機能 又はそしゃくの障 害が3級以上の者	5年	70, 100円	
	便器	下肢又は体幹機能 障害2級以上 難病患者等で常時 介護を要するもの (診断書により必 要と認められる者)	8年	4,450円	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	特殊 便器	上肢障害2級以上 難病患者等で上肢 機能に 障害があるもの (診断書により必 要と認められる者)	8年	151,200	足踏ペダルにて温水温風 を出し得るもの。ただし、 取替えに当たり住宅改修 を伴うものを除く。
	特殊マット	下肢 と は は は は は は は は は は は は は は は は は は	5年	19,600円	褥瘡の防止又は失禁等に よる汚染又は損耗を防止 できる機能を有するも の。

区分	給付種目	障害程度	耐用 年数	給付限度額	備考
給付	特殊寝台	下肢又は体幹機能 障害2級以上【 8 歳以上】 難病患者等で寝た もので、 8歳にある もので、(診断書られ のもの(診認められ る者)	8年	154,000	腕、脚等の訓練のできる 器具を付帯し、原則とし て使用者の頭部及び脚部 の傾斜角度を個別に調整 できる機能を有するも の。
	特 殊 尿 器	下肢又は体幹機能 障害 I級(常時介護 を 要 する者に限 る。) 難病患者等で自力 で排尿できなりめ の(診断書により必 要と認められる者)	5年	67,000円	尿が自動的に吸引される もので、障害者又は介護 者が容易に使用し得るも の。
	浴槽 (湯沸かし器を含 む)	下肢又は体幹機能 障害2級以上	8年	91,000円	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	入 浴 担 架	下肢又は体幹機能 障害2級以上(入浴 に当たって、家族等 他人の介助を要す る者に限る。)	5年	82,400円	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
	体 位 変 換 器	下時宝2級上(で生物学) では体験には体験のではない。 ではない はい	5年	15,000円	介助者が障害者の体位を 変換させるものに容易に 使用し得るもの。

区分	給付種目	障害程度	耐用 年数	給付限度額	備考
給付	収 尿 器	下肢又は体幹機能 の障害があり、脊髄 損傷等による排尿 障害を有する者	l 年	8,500円	
	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	音声機能若しくは 言語機能障害者又 は肢体不自由者で あって、発声・発語 に著しい障害を有 する者	5年	98,800円	携帯式で、ことばを音声 又は文章に変換する機能 を有し、障害者が容易に 使用し得るもの。
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能 障害者であって、要と がいる者 難病患者等で、入るも が護を要するも の(診断書により必 要と認められる者)	8年	90,000円	入浴時の移動、座位の保 持、浴槽への入水等を補 助でき、障害者又は介助 者が容易に使用し得るも の。ただし、設置に当た り住宅改修を伴うものを 除く。
	移動用リフト	下肢又は体幹機能 障害2級以上の者 難病患者等で下肢 又は体幹機能に障 害があるもの (診断書により必 要と認められる者)	4年	I 5 <i>9</i> ,000 円	介護者が重度身体障害者 を移動させるに当たっ て、容易に使用し得るも の。ただし、天井走行型 その他住宅改修を伴うも のを除く。
	移動 · 移 乗 支 援 用 具	平もに内介者難機も(要とは、 はないであるというでは、 はないでは、 はないではないでは、 はないでは、 はないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないではないでは、 はないではないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	8年	60,000円	概ねするとのようなとのようにというでででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、

区分	給付種目	障害程度	耐用 年数	給付限度額	備考
給付	居宅生活動作 開 及び住宅改修	上肢、下肢に関連を表現のはは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		200,000円 (所得税非課税 世帯に属する場 合は400,00 0円)	障害者の移動等を円滑に する用具で設置に小規模 な住宅改修を伴うもの。
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上のもの	5年	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの。
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅 酸素療法を行なう者【I 8歳以上】	I 0 年	17,000円	障害者が容易に使用しえ るもの。
	動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキ シメーター)	難病等患者で人工呼吸 器の装着が必要なもの (診断書により必要と 認められる者)	5年	I 57, 500 円	
	吸 入 器 (ネブライザ ー)	呼吸器機能障害3級以 上又は同程度の身体障 害者であって、必要と認 められる者 難病患者等で呼吸器機 能に障害がある者(診断 書により必要と認めら れる者)	5年	36,000円	障害者が容易に使用し得 るもの。

区分	給付種目	障害程度	耐用 年数	給付限度額	備考
	火災警報機	障害等級2級以上の者 (火災発生の感知及び 避難が著しく困難な障 害者のみの世帯又はこ れに準ずる世帯)	8年	15,500円	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発 し屋外にも警報ブザーで 知らせ得るもの。
給付	自動消火器	障害等級2級以上の者 又は難病患者等で診断 書により必要と認めら れるもの(火災発生の 感知及び避難が著しく 困難な障害者のみの世 帯又はこれに準ずる世 帯)	8年	28,700円	室内温度の異常上昇又は 炎の接触で自動的に消化 液を噴射し、初期火災を消 化し得るもの。
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以 上又は同程度の障害が ある者 難病患者等で呼吸器機 能に障害がある者(診 断書により必要と認め られる者)	5年	56,400円	障害者が容易に使用し得 るもの。
	訓練いす	下肢、又は体幹機能 2 級以上【 I 8歳未満】	5年	33, 100円	原則として付属のテーブ ルをつけるものとする。
	訓練用ベッド	下肢、又は体幹機能2 級以上【I8歳未満】 難病患者等で下肢又は 体幹機能に障害がある もので、I8歳未満の もの(診断書により必 要と認められるもの)	8年	I 5 9, 200 円	腕又は脚の訓練ができる 器具を備えるものとする。
	頭部保護帽	下肢又は体幹機能の障害を有し、転倒することから必要と認められる者、又は療育手帳がAの者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3年	36,750円	転倒の衝撃から頭部を保 護できるもの。

区分	給付種目	障害程度	耐用 年数	給付限度額	備考
4A (+	T 字状・棒状の杖	下肢又は体幹機能の 障害を有する者	3年	4,200円	
給付	点 字 器	視覚障害者で必要と 認められる者	7年	10,400円	障害者が容易に使用し得るもの。
貸与	ファックス	聴しるるまというです。 いっぱい はいい はいい はいい はいい はい はい はい はい はい はい はい は	_	_	障害者が容易に使用し得るもの。
給付	情報・通信支援用具	視覚障害、上肢若 上肢 が見 別 見 別 見 間 で に よ る で ま で ま で ま で ま で き に で ま に で ま に で ま に で き に で き い が 2 の よ と が 2 の 者	5年	100,000	
	ストマ装具 (消化器系)	直腸機能の著しい 障害	Ⅰ月	8,858円	
	ストマ装具(尿路系)	膀胱機能の著しい 障害	Ⅰ月	11,639円	
	紙おむつ	3 版性には が を は が を は が に は が に は が に は が に は が に は が に は が に は が に は が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に が に に に が に に に が に に に が に に に に に に に に に に に に に	Ⅰ月	12,600円	

■税の障害者控除

●所得税(相談窓口:税務署)

中 宓	対象者	手 帳 等 級			+ かり 人 安石
内容		身 体	療育	精神	控除額
障害者控除	本人、配偶者、扶養親族が障害者	3~6級	В	2~3級	27 万円
特別障害者控除	本人、配偶者、扶養親族が障害者	1~2級	Α	1級	40 万円
同居特別障害者控除 の納税者が特別障害者と同居している場合	特別障害者が一般の控除対象配偶者				
	特別障害者が老人控除対象配偶者				
	特別障害者が一般の扶養親族				
	特別障害者が特定扶養親族				138 万円
	特別障害者が同居老親等以外の老親扶養親族				123 万円
	特別障害者が同居老親等			133 万円	

●住民税(相談窓口:市町村税務課)

内容	対 象 者	手 帳 等 級			+ 小小子方
	N 家 白	身 体	療 育	精神	- 控除額
障害者控除	本人、配偶者、扶養親族が障害者	3~6級	В	2~3級	26 万円
特別障害者控除	本人、配偶者、扶養親族が障害者	1~2級	Α	1級	30 万円
同居特別障害者控除 の納税者が特別障害者と同居している場合	特別障害者が一般の控除対象配偶者				
	特別障害者が老人控除対象配偶者				
	特別障害者が一般の扶養親族				
	特別障害者が特定扶養親族				
	特別障害者が同居老親等以外の老親扶養親族				
	特別障害者が同居老親等				
前年の所得が 125 万円以下の障害者					非課税
※令和3年度分(2020年中の所得)以後は135万円以下					

●相続税(相談窓口:税務署)

内容	控	除額
心身に障害のある方が相続により財産を取得された場合、原則	障害者	10 万円
として、本人が満 85 歳になるまでの年数に右に示す金額を乗	停音句 特別障害者	10,21,3
じた額が相続税額から控除されます。	竹別牌古伯	נונל 20

■ 障害者福祉関係機関

機関名	郵便番号	住 所	電話番号	
鳥栖市高齢障害福祉課	841-8511		0942-85-3642	
鳥栖市保健センター	841-0037	鳥栖市本町3丁目 496-	0942-85-3650	
鳥栖保健福祉事務所	841-0051	鳥栖市元町 234 -	0942-83-2161	
鳥栖市社会福祉協議会	841-0051	鳥栖市元町 228 -	0942-85-3555	
あんしんサポートセンター	841-0051	鳥栖市元町 228 -	0942-81-5480	
鳥栖市手をつなぐ育成会	841-0051	鳥栖市元町 228 -	0942-82-6080	
	841-0075	鳥栖市立石町2113		
	841-0075	海州中立石町2113	090-5742-4490	
あけぼの会(鳥栖三養基地区	841-0038	 鳥栖市古野町676-2	0942-84-0706	
精神障害者家族会)			1	
鳥栖市視覚障害者福祉協会	841-0074	鳥栖市西新町 422-2 4	0942-83-0354	
佐賀県障害福祉課	840-8570	佐賀市城内 - - 5 9	0952-25-7064	
佐賀県精神保健福祉センター	845-0001	小城市小城町 78-9	0952-73-5060	
佐賀県身体障害者更生相談所	040 0051	ナ加ナエナー エロゥーロ	0052 24 1442	
佐賀県知的障害者更生相談所	840-0851	佐賀市天祐Ⅰ丁目8-5	0952-24-1442	
佐賀県中央児童相談所	840-0851	佐賀市天祐 丁目8-5	0952-26-1212	
日本オストミー協会佐賀県支部	840-0851	佐賀市天祐 丁目8-5	0952-65-5855	
佐賀県パラスポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐 丁目8-5	0952-24-3809	
鳥栖公共職業安定所	841-0035	鳥栖市東町 丁目 073	0942-82-3108	
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐 丁目8-5	0952-24-8030	
鳥栖税務署	841-0036	鳥栖市秋葉町3丁目 I 2 - 2	0942-82-2185	
佐賀県税事務所	849-0925	佐賀市八丁畷町8-1	0952-30-3162	

